

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、各市町で令和3年4月1日前になされた行為を企業団の規程に基づいてなされた行為とみなすため、経過措置を定めます。
- 2 各市町で定める様式により作成した用紙は、当分の間、企業団の規程で定める様式により作成した用紙として使用することができることとします。
- 3 その他所要の改正を行います。
- 4 この規程は、令和3年4月1日から施行します。